

大和川線（府道高速大和川線）大和川第一トンネル における危険物積載車両の通行の規制に関する検討

1 水底トンネル等の要件適合性

トンネルにおける危険物積載車両の通行規制については、道路法第46条第3項において水底トンネル（水底トンネルに類するトンネルで国土交通省令で定めるものを含む）の構造を保全し、又は水底トンネル等における交通の危険を防止するため、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限することができるものとされている。

水底トンネルに類するトンネルについては、道路法施行規則第4条の9において、①水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のもの（水際、水底トンネル）②又は長さ5千メートル以上のトンネル（長大トンネル）とされている。

大和川第一トンネルは、一級河川大和川の左岸側に並行する延長約1.2 kmのトンネルであり、路面の高さが一級河川大和川の水面の高さ以下であることから、危険物積載車両の通行を禁止し、又は制限できる「水際トンネル（上記①）」に該当する。

2 規制内容の基本的考え方

大和川第一トンネルについては、以下の理由から、危険物積載車両の通行を禁止又は制限する必要はないと考えられる。

- ①危険物積載車両に係る事故等が発生した場合であっても、大和川との離隔距離が十分あり、河川からの浸水の可能性は極めて低いこと
- ②万一河川からの浸水があった場合であっても、浸水速度が遅くトンネル内で避難が困難となる水位に達するには時間がかかり、避難時間を十分確保できること